

# 大東市人権行政基本方針

一人ひとりの違いを受け入れ、  
あなたをあなたと認め、  
私を私と認め合える社会へ



## ■ 人権行政基本方針とは…？ ■

大東市では「大東市人権尊重のまちづくり条例」や“誰一人取り残さない”というSDGsの考え方に基づき、あらゆる政策の根幹に「人権尊重」の考え方を据えています。

大東市人権行政基本方針は、その基軸となる方針です。

〈SDGs 17の目標〉

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

## ■ 人権問題は「自分ごと」 ■

人権はすべての人が有する権利であることから、**人権問題はすべての人に関わる社会全体の問題**といえます。つまり人権問題は、「差別をしていない」「人権問題は自分には関係ない」と考えている人も含め、誰にとっても、いつ被害者や加害者になるかもしれない「**自分ごと**」の問題です。

そのような意識を持つことが、**一人ひとりの違いを認め合い、あなたらしく、私らしく、生きられるダイバーシティ（多様性）社会を構築することにつながります。**

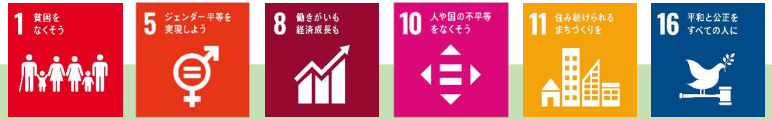
## ■ 人権行政基本方針の具体的な内容は…？ ■

人権行政基本方針では、人権問題を10項目に分類し、それぞれの現状や課題、大東市の取組の方向性をまとめています。

また、取組を推進するにあたって、その基礎となる教育や啓発、相談窓口など、体制づくりなどについても記載しています。

この概要版では、ポイントを絞ってご紹介します。

# ■ 人権問題の取組の方向性 ■



## 1 女性の人権

- 誰もが性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。
- 女性の社会参画・活躍促進や、女性の健康に関わる事項について女性自身が自己決定権を持てるよう、教育、相談窓口の充実、啓発の促進などを図ります。
- 誰もが、配偶者など親密な関係にある人から受ける心身等の暴力であるDVやセクシュアル・ハラスメント等の加害者にも被害者にもなり得ることを意識するとともに、あらゆる世代が男女共同参画社会の重要性を学ぶことのできる機会を創出していきます。



## 2 子どもの人権

- 虐待防止対策や子どもの貧困問題への対応を図ります。
- 不登校状態にある子どもの居場所づくりに取り組みます。
- 一人ひとりの違いや個性を認め合える教育環境の構築や、子どもたちの意欲や関心に応じた多様な学びの機会の提供を進めます。
- インターネットがいじめの温床とならないよう、インターネット・リテラシー<sup>\*1</sup>の向上等に取り組みます。
- 地域人材の積極的な活用や「家庭教育支援事業<sup>\*2</sup>」のさらなる充実を図ります。
- 家庭の経済状況等によって子どもの健やかな成長が妨げられることのないよう、子育て世代への支援を推進します。



## 3 高齢者の人権

- 高齢者の尊厳を守るために、認知症対策、虐待防止、権利擁護に取り組むとともに、介護を担う家族のケアや相談支援を充実します。
- 地域社会における理解の促進や見守り体制の充実を図り、持続的にケアできる体制の構築を進めます。
- 高齢者が長く社会で活躍できる生涯活躍のまちづくりを推進します。



## 4 障害者の人権

- 障害の有無に関わらず、すべての人が平等に人権を享受し、行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じてバリア(障害・障壁)を取り除くための「合理的配慮<sup>\*3</sup>」について理解を深め、実践します。
- 一人ひとりの人格と個性を尊重し、違いを認め合い、すべての人が共に支え合い共に生きるインクルーシブ社会<sup>\*4</sup>の実現に向け、取組を推進します。
- 自立や生きがいづくり等、誰もが活躍できる社会の構築に取り組むとともに、障害者が抱える生きづらさに寄り添った支援や、障害者が躊躇することなく自由な選択ができる社会の構築に取り組みます。



## 5 部落差別(同和問題)

- 「部落差別解消推進法」の趣旨を広く市民に周知することにより、いまだ残る偏見や差別意識を認識するとともに、正しい知識をもたないままインターネット上等の差別的な情報に触れることで、偏見や差別的な意識を持ってしまうことのない社会の実現をめざします。
- 学校教育・社会教育において、部落差別(同和問題)に対する正しい認識と理解を深めるための学習・啓発機会を拡大します。



## 6 外国人の人権

- 国籍を問わず、誰もが暮らしやすい社会の構築に向け、在日外国人の人権問題についての啓発を進めるとともに、地域における多文化共生を実現するための多文化理解教育や多文化交流を進め、互いを認め合える文化を醸成します。
- 市民生活において必要な多言語による情報提供や生活支援・相談体制の充実、日本語を学ぶ機会の提供等を図ります。

## 7 感染症等に関連する偏見や差別

- 感染症や疾患に起因する差別の問題は、誰もが加害者にも被害者にもなり得ることを認識し、誰もが「当事者」であり「社会の問題」であることを認識できるような啓発を進めます。
- コロナ禍による閉塞感や孤独、不安を和らげる支援体制を充実させるとともに、正しい情報に基づく冷静な行動を呼びかける等、様々な啓発に努めます。



## 8 インターネット上の人権侵害

- 市民がインターネット上の情報に対し、正しい判断ができるよう、インターネット・リテラシー<sup>\*1</sup>を高める取組を推進します。
- インターネット上では、容易に加害者になり得ることについての認識を高めるとともに、人権侵害被害が起きた場合の相談体制の充実と、教育・啓発の充実を図ります。
- 行政のデジタル化によって、行政サービスの利便性を向上させる一方で、情報格差にも十分に配慮した対応を行います。



## 9 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別

- 性の多様性が尊重された社会の実現に向けた取組を積極的に進めます。
- 一人ひとりの多様性に焦点を当てることで、互いのあり方や感性、違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会づくりに取り組みます。
- 性に関する悩みや不安に対して、安心して相談できる体制の整備を進めます。



## 10 その他の人権問題

上記1～9以外にも、ハラスメントや、犯罪被害者等に対する偏見や差別、性的サービスや労働の強要、こころの病の罹患者・回復者及びその家族に対する偏見や差別等、様々な人権問題が存在しています。

それぞれの問題に対し、誰一人取り残すことのないよう、相談・支援体制を整えるとともに、人権問題に対する正しい知識を得ることのできる機会の提供と、誰もが当事者意識を持って人権について考え、行動できるような、人権教育・啓発の取組を進めます。



### 用語解説

- \*1 **インターネット・リテラシー**： インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力のこと
- \*2 **家庭教育支援事業**： 子どもの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点である家庭において、保護者が安心して子育ておよび教育を行うための支援(家庭教育支援)を行うことにより、家庭における教育力の向上を促進することを目的とした大東市の事業
- \*3 **合理的配慮**： 障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと
- \*4 **インクルーシブ社会**： 社会を構成するすべての人は、多様な属性やニーズを持つことを前提として、性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障害の有無等によって排除されることなく、誰もが分け隔てられることなく地域であたりまえに存在し、生活することができる社会のこと

## (1) 人権教育・啓発の推進

### ① 多様な取組の展開

- これまで情報が届きにくかった方々へも届くような発信方法について検討を進めます。
- 市民参加型の実践的な学習方法の展開やオンラインを活用した啓発を推進します。
- 身近で参加しやすいテーマ設定など、内容の工夫に取り組みます。
- 様々な人権問題への関心を高める啓発や、理解につながるまでの繰り返しの啓発を行います。

### ② 市民が主体となる活動の促進

- 市民団体や NPO 法人等が、人権教育・啓発の実施主体として自主的な活動に取り組みやすい環境整備を進めます。

### ③ 幼少期からの切れ目のない教育・啓発の推進

- 市内の教育機関と連携し、幼少期から人権意識の基礎となる教育を進めます。
- 全教員が人権教育を推進するための資質と実践力を備えられるよう、教員の育成に取り組みます。

## (2) 相談・救済体制の充実

- いつでも気軽に相談できるよう、相談窓口の利便性を向上させるとともに、誰もが必要な相談につながるよう相談窓口の一層の周知を図ります。
- 適切な相談機関に迅速につながられるよう、関係機関との連携強化を図ります。

## (3) 人権行政推進のための体制

### ① 庁内推進体制

- 行政全体で「人権尊重のまちづくり」を進めます。
- 市民への人権啓発を担う一員である市職員の人権意識の向上を図ります。

### ② 教育機関との連携

- 幼少期から正しい人権意識を備えられるよう、教育機関と連携して人権教育・啓発を推進します。

### ③ 国・府等の機関との連携

- 国や大阪府、府内市町村と連携・協力した取組を進めます。

### ④ 市民との連携・協働

- 多様な主体が連携・協働し、まちづくりを進めることにより、一人ひとりの基本的人権が尊重され、誰もが安心して住み続けることのできるまちをめざします。

### 人権行政基本方針体系図

#### 人権尊重のまちづくり

～一人ひとりの違いを受け入れ、あなたをあなたと認め、私を私と認め合える社会の構築～

様々な人権問題

- 女性の人権
- 子どもの人権
- 高齢者の人権
- 障害者の人権
- 部落差別(同和問題)
- 外国人の人権
- 感染症等に関連する偏見や差別
- インターネット上の人権侵害
- 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別
- その他の人権問題

#### 人権行政を推進するために

人権教育・啓発の推進

相談・救済体制の充実

人権行政推進のための体制

### 大東市人権行政基本方針 概要版

発行:令和5年3月

大東市 政策推進部 戦略企画課

TEL:072-872-2181(代)

FAX:072-872-2291

印刷物番号

4-108